

改正液石法省令等（料金透明化関連）の施行に伴う立入検査実施時の留意事項

- **法** 14条書面に、以下 i～v 法定事項が明確に記載されているか確認する。
（立入検査表の「1 販売事業所」－(1)書面の交付－⑤記載内容にもれはないか－コ～セに係る部分）
 - i 液化石油ガスの価格の算定方法、算定の基礎となる項目及び算定の基礎となる項目についての内容の説明 【参考資料 2 P7】
※賃貸集合住宅等において、事業者の負担で設置した給湯設備、空調設備等の費用を、ガス料金に含めて請求している場合、その費用を明確に記載する必要がある。（H29.6.1の改正施行以降に義務付け）
 - ii 供給設備及び消費設備の所有関係 【参考資料 2 P5】
 - iii 供給設備及び消費設備の設置、変更、修繕及び撤去に要する費用の負担の方法 【参考資料 2 P6】
 - iv 販売事業者が所有する消費設備に係る、利用費及び徴収方法 【参考資料 2 P5, P7】
 - v 販売事業者切り替え時において、配管（消費設備側）の所有権を消費者に移転する場合の精算額の計算方法 【参考資料 2 P6】
- **指** 上記事項について消費者に対して説明を行い、署名等が付された書面を残しているか確認する。 【参考資料 2 P12】
- **法** 料金の算定根拠を消費者に通知しているか確認する。（H29.6.1の改正施行以降に義務付け） 【参考資料 2 P14, P15】
- 14条書面の様式によっては、LPガスの種類やLPガスの引渡しの方法等を別紙で通知している場合があるが、その場合には、別紙による通知を確実にしているか確認する。
- 14条書面において、供給設備の記載が漏れていたり、供給設備の所有区分がはっきりしていない（所有区分に○がついていない等）事例が見受けられるため、記載内容に不備がないか確認する。

法・・・法令上の義務

指・・・取引適正化指針に則った行政指導